

奈良市公報

第 3 1 4 号

平成27年 2月前半分

平成27年 3月13日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務がバンス課長
印刷所 株式会社 明新社

目 次

規 則	
○奈良市介護保険規則の一部を改正する規則……………	1
告 示	
○奈良市営住宅等空家人居者の募集……………	13
○予防接種の実施の一部改正（2件）……………	13
○介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者等の指定……………	13
○一般競争入札の実施……………	13
○放置自転車等の保管……………	13
○生活保護法の規定による施術者からの事業の廃止の届出……………	14
○生活保護法の規定による施術者の指定……………	14
○放置自転車等の保管……………	14
○住居番号の設定……………	14
○身体障害者福祉法に規定する医師の指定……………	14
○一般競争入札の実施……………	14
○開発行為に関する工事の完了……………	15
○地籍調査により作成した地図及び簿冊の閲覧……………	15
○奈良市月ヶ瀬海の資料館の臨時開館……………	15
○生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出……………	15
○生活保護法の規定による医療機関の指定……………	15
○生活保護法の規定による介護扶助機関の指定……………	15
○放置自転車等の保管……………	16
○開発行為に関する工事の完了……………	16
○放置自転車等の保管……………	16
○平成26年度軽自動車税納税通知書の公示送達……………	16
○予防接種の実施の一部改正……………	17
公 営 企 業	
○公共下水道の供用及び下水の処理の開始……………	17
○一般競争入札の実施……………	17
教 育 委 員 会	
○定例教育委員会の開催……………	17
選 挙 管 理 委 員 会	
○奈良市の投票区についての一部改正……………	18
農 業 委 員 会	
○農地部会の招集……………	18

規 則

奈良市介護保険規則の一部を改正する規則をここに公布

する。

平成27年 2月13日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第 1 号

奈良市介護保険規則の一部を改正する規則

奈良市介護保険規則（平成12年奈良市規則第30号）の一部を次のように改正する。

第7条第2号中「介護保険要介護認定・要支援認定等決定通知書」を「介護保険要介護認定・要支援認定等結果通知書」に改め、同条第4号中「介護保険要介護認定・要支援認定非該当決定通知書」を「介護保険要介護認定・要支援認定等結果通知書」に改める。

第8条第9号中「口座振替済通知書」を「介護保険料口座振替済通知書」に改め、同条第10号中「督促状」を「介護保険料納付督促状」に改める。

第9条第5号中「介護保険給付費支給（不支給）決定通知書」を「介護保険償還払支給（不支給）決定通知書」に改め、同条第10号中「介護保険負担限度額決定通知書」を「介護保険負担限度額認定決定通知書」に改め、同条第12号中「利用者負担額減免等決定通知書」を「介護保険利用者負担減額・免除決定通知書」に改める。

第10条第2号中「介護保険給付の支払方法変更決定通知書」を「介護保険給付の支払方法変更通知書」に改め、同条第3号中「介護保険給付の支払一時差止決定通知書」を「介護保険給付の支払一時差止通知書」に改め、同条第6号中「介護保険滞納保険料控除決定通知書」を「介護保険滞納保険料控除通知書」に改め、同条第8号中「介護保険給付の支払方法変更等決定通知書」を「介護保険給付の支払方法変更等通知書」に改め、同条第9号中「介護保険給付額減額等決定通知書」を「介護保険給付額減額通知書」に改める。

別記第2号様式から第5号様式までを次のように改める。

第3号様式 (第7条関係)

年 月 日

様

奈良市長 印

介護保険要介護認定・要支援認定等却下通知書

あなたが行った要介護変更認定申請は、介護認定審査会において審査判定した結果、却下となりましたので通知します。
よって前回の要介護（要支援）区分は変わらないこととなります。

被保険者番号										
被保険者氏名										

(注) 余白に問い合わせ先について、裏面に不服申立て及び取消訴訟について記載する。

第2号様式 (第7条関係)

年 月 日

様

奈良市長 印

介護保険要介護認定・要支援認定等結果通知書

年 月 日 あなたが行った要介護認定・要支援認定等の申請について、介護認定審査会において次のとおり審査判定されましたので、認定し通知します。

被保険者番号										
被保険者氏名										
認定結果										
理由										

「要介護」及び「要支援」の場合、その認定期間


認定の有効期間		年	月	日	から	年	月	日	まで
---------	--	---	---	---	----	---	---	---	----

(注) 余白に状態区分の変更申請及び更新申請の時期、サービスの種類の変更申請方法、審査会意見の被保険者への記載及び問い合わせ先について、裏面に不服申立て及び取消訴訟について記載する。

第5号様式 (第7条関係)

年 月 日

様

奈良市長 

介護保険要介護認定・要支援認定取消通知書

年 月 日 に行われた要介護認定・要支援認定を介護認定審査会の審査に従い取り消します。

被保険者番号										
被保険者氏名										


取消理由

(注) 余白に被保険者証の提出期限及び問い合わせ先について、裏面に不服申立て及び取消訴訟について記載する。

第4号様式 (第7条関係)

年 月 日

様

奈良市長 

介護保険要介護認定・要支援認定等結果通知書

年 月 日 あなたが行った要介護認定・要支援認定等の申請について、介護認定審査会において次のとおり審査判定されましたので、認定し通知します。

被保険者番号										
被保険者氏名										

認定結果

非該当

理由

「要介護」及び「要支援」の場合、その認定期間

認定の有効期間										から					まで
---------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	----

(注) 余白に問い合わせ先について、裏面に不服申立て及び取消訴訟について記載する。

第7号様式の2 (第8条関係)

別記第7号様式の2を次のように改める。

日
月
年

様

奈良市長

印

介護保険料特別徴収開始通知書

介護保険料の年金からの特別徴収に關して次のとおり開始する事になりましたので通知します。

被保険者氏名	被保険者番号
--------	--------

開始内容

年度からの保険料の納付方法		保険料額	
特別徴収義務者		年金支払月	保険料額
年金記号番号			
年金種別			
特別徴収開始年月			

開始理由

(注) 余白に問い合わせ先等について、裏面に不服申立て、取消訴訟等について記載する。

第10号様式 (第8条関係)

別記第10号様式及び第11号様式を次のように改める。

号
日
月
年

様

奈良市長

印

介護保険料減免決定通知書

年度分介護保険料の減免の申請については、奈良市介護保険条例第10条の規定により、次のとおり決定する事になりましたので通知します。

被保険者番号	
被保険者氏名	

決定内容	
申請年月日	年 月 日
決定年月日	年 月 日
決定事由	
減免内容	
減免額	
減免期間	年 月 日 ~ 年 月 日

(注) 余白に問い合わせ先等について、裏面に不服申立て、取消訴訟等について記載する。

第11号様式（第8条関係）

第 年 月 日 号

様

奈良市長 印

介護保険料徴収猶予決定通知書

年度分介護保険料の減免・徴収猶予の申請については、奈良市介護保険条例第9条の規定により、次のとおり決定する事になりましたので通知します。

被保険者番号

被保険者氏名

決定内容	
申請年月日	年 月 日
決定年月日	年 月 日
決定事由	
猶予内容	徴収猶予決定
猶予期間	年 月 日 ～ 年 月 日

(注) 余白に問い合わせ先等について、裏面に不服申立て、取消訴訟等について記載する。

別記第13号様式及び第14号様式を次のように改める。

第13号様式（第8条関係）

第 年 月 日

様

奈良市長 印

介護保険料口座振替済通知書

あなたの介護保険料について、
ました内容を下記のとおり通知します。

年 月 から 年 月 まで口座振替により納付いただき

別記

科目	
被保険者番号	
被保険者氏名	
金融機関名	
口座番号	
口座名義人	

年度	期別	納付金額(円)	振替年月日
合 計			

(注) 余白に問い合わせ先等について記載する。

第14号様式 (第8条関係)

介護保険料納付書様式

あなたの介護保険料については、納期限を過ぎても納まらなっています。

年度 (第 期)	介護保険料 円
被保険者番号	
調定コード	
指定納期限	年 月 日

※本書到着の際、すでに納付済の場合は行き運いのでご了承ください。

奈良市長 印

年度 介護保険料徴収通知書(奈良市) (年度相当) ③

口 票 号	王 百 十 万 千 百 十 十 円
金額	
加入者名	奈良市会計管理者
被保険者番号	
調定コード	
納期限	
備考	

介護保険料通知書(奈良市) 納入 票(奈良市) ③

口 票 号	金額	加入者名	奈良市会計管理者
被保険者番号		納付義務者名	
調定コード		年 度	
納 期 限		相 当	
額 取 日 付 印		期 別	
保 險 料 額	円	調 定 コー ド	
延 滞 金 額	円	保 險 者 番 号	
納 期 限	円	保 險 料 額	円
額 取 日 付 印		延 滞 金 額	円
収 納 代 行		合 計 金 額	円
(奈良市/C.V.S.本部保管)		額 取 日 付 印	
収金 支元 と 同 期	南都銀行 〒589-8794 大阪府金事務センター		

介護保険料通知書(奈良市) 納入 票(奈良市) ③

調定コード	年 月 日
年 度	額 取 日 付 印
相 当	
期 別	
保 險 者 番 号	
保 險 料 額	
延 滞 金 額	
合 計 金 額	

上記のとおり領収しました。

奈良市会計管理者 (納付義務者保管)
(印紙不要)

(注) 余白に納付場所等について、裏面に問い合せ先、延滞金の算出方法、納付場所、滞納処分、滞納した場合の給付措置、不服申立て及び取消訴訟について記載する。

別記第19号様式を次のように改める。

第19号様式 (第9条関係)

年 月 日

様

奈良市長 国

介護保険償還支払支給 (不支給) 決定通知書

先に申請のありました給付費について、次のとおり決定しましたので通知します。

被保険者氏名	被保険者番号				
受付年月日	年 月 日	決定年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
サービス提供年月	年 月	本人支払額	円		
給付の種類					
支 給	支 給 額		円		
不支給の理由					
支 払 方 法					
お持ちいただくもの	金融機関名		振込先		
	本支店名				
支払場所	預金種目				
支払期間	口座番号				
	口座名義人				
	振込予定日		年 月 日		

(注) 余白に問い合わせ先について、別紙に不服申立て及び取消訴訟について記載する。

別記第22号様式から第23号様式までを次のように改める。

第22号様式 (第9条関係)

年 月 日

様

奈良市長 国

介護保険負担限度額認定決定通知書

先に申請のありました、食費・居住費に係る負担限度額認定については、次のとおり決定しましたので通知します。

被保険者氏名					
被保険者番号					


先に申請のありました、食費・居住費に係る負担限度額認定については、次のとおり決定しましたので通知します。

申請年月日	年 月 日	決定年月日	年 月 日
決 定 事 項			
承認する	(承認内容) 負担限度額 (日額) 円 食 費 住 費 (ユニット型個室) : 円 (ユニット型個室) : 円 (従来型個室) 特養等 : 円 老健・療養等 : 円 (多 床 室) : 円		
承認しない	理由		

(注) 余白に問い合わせ先について、裏面に不服申立て及び取消訴訟について記載する。

第22号様式の2 (第9条関係)

様

奈良市長 

介護保険特定負担限度額認定決定通知書
(特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定申請)

先に申請のありました、食費・居住費に係る特定負担限度額認定については、次のとおり決定しましたので通知します。


被保険者氏名											
被保険者番号											

申請年月日	年 月 日	決定年月日	年 月 日
決 定 事 項			
適用年月日 有効期限	年 月 日 年 月 日	特定負担限度額 (日額)	円
承認する		食 費	円
		居 住 費	円
		(ユニット型個室)	円
		(ユニット型連個室)	円
		(従来型個室)	円
		(多 末 室)	円
理由			
承認しない			

(注) 余白に問い合わせ先について、裏面に不服申立て及び取消訴訟について記載する。

第22号様式の3 (第9条関係)

様

奈良市長 

介護保険利用者負担減額・免除決定通知書
(特別養護老人ホームの旧措置入所者に関する経過措置)

先に申請のありました、旧措置入所者に係る利用者負担減額・免除については、次のとおり決定しましたので通知します。

被保険者氏名										
被保険者番号										

申請年月日	年 月 日	決定年月日	年 月 日
決 定 事 項			
適用年月日 有効期限	年 月 日 年 月 日	(承認内容)	給付率 / 100
承認する			
理由			
承認しない			

(注) 余白に問い合わせ先について、裏面に不服申立て及び取消訴訟について記載する。

第23号様式 (第9条関係)

介護保険受給資格証明書		年 月 日										
番 号	<table border="1" style="width:100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td> </tr> </table>											
被 保 険 者	フリガナ 氏 名											
	生年月日	年 月 日										
	住 所	性 別										
	(転出先予定)											
	異動予定日	年 月 日										
<p>上記の者は、介護保険の要介護認定・要支援認定等を次のとおり受けている (申請中の)者であることを証する。</p>												
	年 月 日											
	奈良市長	印										
認定済	申請中	申請年月日										
要介護状態区分		認定年月日										
認定の有効期間	年 月 日	年 月 日 まで有効										
認定審査会の意見等												
備 考												

別記第24号様式から第26号様式までを次のように改める。

第24号様式 (第10条関係)

年 月 日	被保険者氏名	被保険者番号	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	奈良市長							
	<p>介護保険給付の支払方法変更予告通知書</p>							
	<p>年 月 日 にあなたは、要介護 (更新) 認定 (更新) 認定・要支援 (更新) 申請をしましたが、あなたの介護保険料は別紙のとおり滞納となっています。</p> <p>介護保険料が滞納のままですと、制度の運営に大きな支障をきたすため、介護保険法では滞納の方に対し、給付の支払方法を変更する措置が定められています。</p> <p>したがって、今後も保険料滞納の状態が続いた場合には、介護保険法第66条第1項・第2項の規定に基づく保険給付の償還払い化の措置 (支払方法変更) をとることになりますので予告します。</p> <p>なお、特別な事情により一括納付が困難な場合などは、年 月 日 に相談して下さい。</p> <p style="text-align: right;">支払方法変更開始予定日</p>							
	<p>・弁明の機会を付与する通知 この通知について異議がある場合は、弁明をする事ができますので、下記の提出期限までに別紙弁明書を提出して下さい。 弁明書提出先</p> <p style="text-align: right;">弁明書提出期限 年 月 日</p>							
	<p>(注) 余白に支払方法の変更の説明及び問い合わせ先について記載する。</p>							

第26号様式 (第10条関係)

様
奈良市長
印

介護保険給付の支払一時差止通知書

被保険者氏名		被保険者番号	
--------	--	--------	--

年 月 日にあなたは、保険給付の償還払いの申請をしましたが、あなたの介護保険料は別紙のとおり滞納となっています。介護保険料が滞納のままですと、制度の運営に大きな支障をきたすため、介護保険法では滞納の方に対し、保険給付の支払の一時差止の措置が定められています。

したがって、下記の期日までに保険料が納付されない場合には、介護保険法第67条第1項・第2項の規定に基づき、保険給付の支払の一時差止を行うことに決定いたしましたので、通知します。

期 日 年 月 日

なお、今回の給付の支払の一時差止の対象となる介護サービス及び金額は、次のとおりです。

差止の対象となる介護サービス	
差止の対象となる介護サービスの提供年月	年 月
差止の対象となる給付額	円

なお、この通知により、保険給付の支払いの一時差止が行われた場合でも、災害その他特別な事情があると認められる場合にはこの措置を中止することになりますので、該当すると思われる方は速やかに被保険者証を添えて、に申し出てください。

(注) 余白に一時差止の説明及び問い合わせ先について、裏面に不服申立て及び取消訴訟について記載する。

第25号様式 (第10条関係)

様
奈良市長
印

介護保険給付の支払方法変更通知書

被保険者氏名		被保険者番号	
--------	--	--------	--

年 月 日付 第 号で、「介護保険給付の支払方法変更予告通知書」において既に通知していますが、未だ別紙の介護保険料が滞納となっていますので、介護保険法第66条第1項・第2項の規定に基づき、年 月 日以降にあなたが利用する介護サービスについて保険給付の支払方法を変更し、保険給付を償還払いとすることに決定しましたので通知します。

また、滞納保険料が著しく減少した場合、災害その他特別な事情があると認められる場合には、この措置を中止することになりますので、該当すると思われる方は、被保険者証を添えて、速やかにに申し出てください。

(注) 余白に問い合わせ先等、裏面に不服申立て、取消訴訟等について記載する。

別記第29号様式から第32号様式までを次のように改める。

第29号様式 (第10条関係)

様

奈良市長

印

介護保険滞納保険料控除通知書

被保険者氏名	被保険者番号	
--------	--------	--

年 月 日 付 第 号より、あなたの保険給付について一時差止めを行い、その後も納付をお願いしていたところですが、未だに介護保険料が納付されていません。

保険料が滞納のままですと、制度の運営に重大な支障をきたすため、介護保険法では滞納の方に対し、一時差止めの対象となつている介護給付費から滞納保険料を控除する措置が定められています。

したがって、介護保険法第67条第3項の規定に基づき、下記のとおり、あなたの、一時差止め対象となつている保険給付から保険料を控除することに決定しましたので、通知します。

なお、被保険者証の変更の記載を消しますので、下記の期日までに被保険者証を持参下さい。

一 期 日 年 月 日

場 所

【一時差止の給付額の内容 (A)】

一時差止の介護サービス		円
一時差止の介護サービスの提供年月	年 月	
一時差止の給付額		円

【控除保険料額 (B)】

控除保険料額の合計		円
-----------	--	---

※控除保険料額の詳細は別紙を参照して下さい。

滞納保険料控除後の保険給付費支給額 (A-B)		円
-------------------------	--	---

※なお、滞納保険料控除後の保険給付費支給額に記載がある場合は、指定金融機関等の通帳を持参して下さい。

(注) 余白に問い合せ先等、裏面に不服申立て、取消訴訟等について記載する。

第30号様式 (第10条関係)

第 年 月 日 号

様

奈良市長

印

介護保険給付の支払方法変更等予告通知書

被保険者氏名	被保険者番号	
--------	--------	--

年 月 日 にあなたは、要介護 (更新) 認定・要支援 (更新) 申請をしましたが、あなたの医療保険料等は別紙のとおり滞納となっております。

医療保険料等が滞納のままですと制度の運営に大きな支障をきたすため、介護保険法では滞納の方に対し、給付の支払方法を変更する等措置が定められています。

したがって、今後も保険料滞納の状態が続いた場合には、介護保険法第8条第1項の規定に基づき保険給付の償還払い(化)の措置 (支払方法変更) 及び支払の一時差止めを行うこととなりますので予告します。

なお、特別な事情により一括納付が困難な場合などは、に相談して下さい。

給付支払方法変更・支払一時差止予定日 年 月 日

・申明の機会を付与する通知
この通知について異議がある場合は、申明をする事ができますので、下記の提出期限までに別紙申明書を提出して下さい。

申明書提出先

申明書提出期限 年 月 日

(注) 余白に支払方法の変更の説明、一時差止の説明及び問い合せ先について記載する。

第31号様式 (第10条関係)

第 年 月 日

様

奈良市長

印

介護保険給付の支払方法変更等通知書

被保険者氏名	被保険者番号

年 月 日付第 号で、「介護保険給付の支払方法変更等通知書」
 において既に通知していますが、未だ別紙の医療保険料等が滞納となっておりますので、介護保険法第68条第1項の
 規定に基づき、年 月 日以降にあなたが利用する介護サービスについて保険給付の支払方法を変更し、
 保険給付を滞りなく支払うこと及び介護保険給付の支払の一時差止めを行うことに決定しましたので通知します。

また、滞納保険料が著しく減少した場合、災害その他の特別な事情があると認められる場合には、この措置を中止する
 こととなりますので、該当すると思われる方は、被保険者証を添えて、速やかに

(注) 余白に問い合わせ先等、裏面に不服申立て、取消訴訟等について記載する。

第32号様式 (第10条関係)

年 月 日

様

奈良市長

印

介護保険給付額減額通知書

被保険者氏名	被保険者番号

年 月 日にあなたは、(要介護(更新)認定・要支援(更新)認定・要介護状態区分の変更)申請をされました。しかし、あなたの介護保険料は別紙のとおり未納となっており、すでに保険料を徴収する権利が時効によって消滅しているため、遡って納めていただくことができません。

保険料未納の方に対し、通常の保険給付を行うことは、被保険者間の公平を損なうことから、介護保険法第69条第1項の規定により、下記期間につき介護給付等(居宅介護サービス計画費の支給、特例居宅介護サービス計画費の支給、居宅介護サービス計画費の支給及び特例居宅介護サービス費並びに高額介護サービス費の支給及び高額居宅介護サービス費の支給を除く。)の額の減額及び高額介護サービス費及び高額居宅介護サービス費の支給を行わないことに決定しましたので通知します。

なお、災害及びその他の特別な事情等が発生した場合には、給付額減額等の措置の対象外となりますので、速やかに申し出てください。

給付額減額の措置を行う期間 年 月 日 ～ 年 月 日

給付額減額措置の算定根拠

$$\text{給付額減額期間} = \frac{\text{保険料徴収権消滅期間}}{\text{保険料徴収権消滅期間} + \text{保険料納付済期間}} \times \frac{1}{2} \times 12$$

徴収権消滅期間: (未納・時効消滅額/年賦課額) + (未納・時効消滅額/年賦課額) + ... = 年

納付済期間: (納付額/年賦課額) + (納付額/年賦課額) + = 年

(注) 余白に問い合わせ先等、裏面に不服申立て、取消訴訟等について記載する。

附 則
(施行期日)
1 この規則は、平成27年 2月13日から施行する。
(経過措置)
2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の奈良市介護保険規則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。
(平成27年 2月13日揭示済)

告 示

奈良市告示第59号

奈良市営住宅等空家入居者を次のとおり募集します。
平成27年 2月 2日

奈良市長 仲 川 元 庸

次のとおり省略

(平成27年 2月 2日揭示済)

奈良市告示第60号

平成26年奈良市告示第671号(予防接種の実施)の一部を次のように改正する。

平成27年 2月 2日

奈良市長 仲 川 元 庸

次のよう省略

(平成27年 2月 2日揭示済)

奈良市告示第61号

平成26年奈良市告示第672号(予防接種の実施)の一部を次のように改正する。

平成27年 2月 2日

奈良市長 仲 川 元 庸

次のよう省略

(平成27年 2月 2日揭示済)

奈良市告示第62号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項及び第53条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を指定しましたので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により公示します。

平成27年 2月 2日

奈良市長 仲 川 元 庸

事業所番号	事業所		事業者		指定年月日
	所在地	名称	法人所在地	法人名	
2970106759	奈良市中山町1250番7号	デイサービスあおい	奈良市あやめ池北一丁目5番5号	有限会社あんしん	平成27年 2月 1日
2970106742	奈良市西九条町195番地	福祉用具のりりー	奈良市西九条町195番地	合同会社悠	平成27年 2月 1日
2970106767	奈良市法蓮町423番	法蓮吉祥寺デイサービス	奈良市杉ヶ町33番地3	株式会社月芳	平成27年 2月 1日

(平成27年 2月 2日揭示済)

奈良市告示第63号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成27年 2月 2日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 入札に付する事項

道路災害復旧工事(月ヶ瀬尾山地内・尾山観梅線)ほか3件(各工事の工事名、工事場所、工期、工事概要、予定価格、最低制限基準価格及び最低制限モデル型算出価格は別表のとおり)

以下省略

(平成27年 2月 2日揭示済)

奈良市告示第64号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成27年 2月 2日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日
平成27年 2月 1日
- 移動対象区域
近鉄奈良駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域
- 保管場所
奈良市大安寺西二丁目288-1
奈良市自転車等保管施設
- 引取期間
移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)第1条第1項に規定する市の休日(毎月の第2及び第4土曜日を除く。)を除く。
- 引取時間
午前9時から午後4時30分まで
- 引取りのための必要事項
 - 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)をお持ちください。
 - 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア 移動費	自転車	2,000円
	原動機付自転車	4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先
奈良市市民生活部 交通政策課
電話0742-34-1111代表
(平成27年2月2日揭示済)

奈良市告示第65号
生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2の規定により施術者から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。
平成27年2月3日
奈良市長 仲川元庸

指定施術者の氏名		廃止した施術の種類	廃止年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
多田 喜次		あんま	平成26年9月4日
多田 喜次	奈良県奈良市南永井町乙119番地8		
多田 喜次		はり・きゅう	平成26年9月4日
多田 喜次	奈良県奈良市南永井町乙119番地8		

(平成27年2月3日揭示済)

奈良市告示第66号
生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により施術者の指定をしましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。
平成27年2月3日
奈良市長 仲川元庸

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
阪口 恵二郎		はり・きゅう	平成27年1月21日
古賀鍼灸院（阪口 恵二郎）	奈良県奈良市大宮町六丁目3-20		

(平成27年2月3日揭示済)

奈良市告示第67号
奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。
平成27年2月3日
奈良市長 仲川元庸

1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日
平成27年2月3日

3 移動対象区域
JR奈良駅周辺及び近鉄大和西大寺駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略
(平成27年2月3日揭示済)

奈良市告示第68号
奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第3条の規定により、次のとおり住所番号をつけたので、同条例第3条第4項の規定により告示します。
平成27年2月3日
奈良市長 仲川元庸
次のとおり省略
(平成27年2月3日揭示済)

奈良市告示第69号
身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定したので、奈良市身体障害者福祉法施行細則（昭和62年奈良市規則第29号）第3条の規定により告示します。
平成27年2月3日
奈良市長 仲川元庸

医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目	指定年月日
澤井 伸之	一般財団法人 沢井病院	奈良市船橋町8番地	内科、循環器内科 外科、整形外科 (肢体不自由) (呼吸器機能障害)	平成26年11月25日
高 伸夫	市立奈良病院	奈良市東紀寺町一丁目50番1号	整形外科 (肢体不自由)	平成26年12月19日
森 康二郎	市立奈良病院	奈良市東紀寺町一丁目50番1号	消化器内科 (肝臓機能障害)	平成26年12月25日

(平成27年2月3日揭示済)

奈良市告示第70号
次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。
平成27年2月4日
奈良市長 仲川元庸

1. 入札に付する事項

- (1) 事業名称
世界遺産学習コンテンツ作成の委託
 - (2) 世界遺産学習コンテンツ作成
 - ・ 世界遺産学習コンテンツ作成スケジュールの調整
 - ・ 世界遺産学習コンテンツの作成業務
 - ① 世界遺産学習 ホームページ
 - ② 世界遺産学習 副読本（電子書籍版）
 - ③ 世界遺産学習 現地観光アプリ
 - (3) 作成コンテンツの導入及び運用支援
 - ・ 導入支援
 - ・ 運用支援
 - ・ 研修
 - (4) その他
- 以下省略

(平成27年 2月 4日 揭示済)

奈良市告示第71号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成27年 2月 4日

奈良市長 仲川元庸

- 1 許可の年月日及び番号
平成26年10月16日 奈良市指令都整開 第14A-19号
平成27年 1月 8日 奈良市指令都整開 第14A-19-1号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成27年 2月 4日 第1451号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市藤原町67番1
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市藤原町 6番地
川端 弘記

(平成27年 2月 4日 揭示済)

奈良市告示第72号

奈良市都祁小山戸町の一部の土地について、国土調査法（昭和26年法律第180号）による地籍調査を行い、地図及び簿冊を作成したので、同法第17条第1項の規定により公示する。

なお、当該地図及び簿冊は、次のとおり一般の閲覧に供する。

平成27年 2月 5日

奈良市長 仲川元庸

- 1 地図及び簿冊の名称
地籍図及び地籍簿
- 2 地図は平成26年 3月測量、簿冊は平成25年12月 5日（一筆地調査が終了した日）現在の状況により調査し、作成したものである。

- 3 閲覧期間
平成27年 2月 6日から平成27年 2月25日まで 20日間
- 4 閲覧場所
奈良市都祁行政センター業務課（奈良市都祁白石町1026番地の1）
- 5 閲覧の結果、誤り等があると認められた場合は、上記の閲覧期間内に、当該調査を行った者に対し、訂正の申出をすることができる。
- 6 誤り等訂正の申出は、書面によることになっているので、各自印章を持参すること。
- 7 誤り等訂正申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付する。
- 8 閲覧時間は、期間中毎日午前 8時30分から午後 5時までの間とする。

(平成27年 2月 5日 揭示済)

奈良市告示第73号

奈良市月ヶ瀬梅の資料館条例（平成17年奈良市条例第43号）第4条の3第2項の規定により次のとおり臨時に開館します。

平成27年 2月 5日

奈良市長 仲川元庸

施設名	臨時に開館する日
奈良市月ヶ瀬梅の資料館	平成27年 2月19日（木）及び同月26日（木）並びに同年 3月 5日（木）、同月12日（木）、同月19日（木）及び同月26日（木）

(平成27年 2月 5日 揭示済)

奈良市告示第74号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成27年 2月 9日

奈良市長 仲川元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
稲田病院	奈良県奈良市大森町46番地	平成26年9月30日

(平成27年 2月 9日 揭示済)

奈良市告示第75号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条第1項の規定により医療機関を指定しましたので、同法第55条の3の規定により告示します。

平成27年 2月 9日

奈良市長 仲川元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
医療法人社団 湧水方円会 稲田病院	奈良県奈良市大森町46番地	平成26年10月 1日

(平成27年 2月 9日 揭示済)

奈良市告示第76号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定しましたので、同法第55条の3の規定により告

示します。

平成27年2月9日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者		居室 居宅療養管理指導 介護予防 居宅療養管理指導	平成26年11月1日
名称	主たる事務所の所在地		
中登美診療所	奈良県奈良市中登美ヶ丘一丁目1994-3D-16-1		
藤川 昌敏	奈良県奈良市中登美ヶ丘一丁目1994-3D-16-1		

(平成27年2月9日掲示済)

奈良市告示第77号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成27年2月9日

奈良市長 仲川元庸

- 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日
平成27年2月6日
- 移動対象区域
近鉄奈良駅周辺、近鉄学園前駅周辺及び近鉄富雄駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成27年2月9日掲示済)

奈良市告示第78号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成27年2月9日

奈良市長 仲川元庸

- 許可の年月日及び番号
平成25年9月9日 奈良市指令都整開 第13A-21号
平成26年3月28日 奈良市指令都整開 第13A-21-1号
- 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成27年2月9日 第1452号
公共施設 平成27年2月9日 第681号
- 開発区域に含まれる地域
奈良市小西町25番1、25番4、25番5及び林小路町1番6
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大阪市中央区大手前一丁目7番31号
京阪電鉄不動産株式会社 代表取締役 三浦 達也

5 公共施設の種類、位置及び区域

- 道路
奈良市小西町25番4
- 公園
奈良市小西町25番5
- 防火水槽
奈良市林小路町1番6の一部
- 調整池
奈良市林小路町1番6の一部

(平成27年2月9日掲示済)

奈良市告示第79号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成27年2月10日

奈良市長 仲川元庸

- 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日
平成27年2月10日
- 移動対象区域
JR奈良駅周辺、近鉄新大宮駅周辺及び近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成27年2月10日掲示済)

奈良市告示第80号

平成26年度軽自動車税納税通知書を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所等が不明なため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び奈良市税条例（昭和46年奈良市条例第12号）第6条の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は財務部税務室市民税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成27年2月13日

奈良市長 仲川元庸

1 この通知書の発送年月日	平成26年 5月 9日	
2 この公示送達により変更する納期限	変更前	平成26年 6月 2日
	変更後	平成27年 3月 2日
3 送達を受けるべき者	別紙のとおり	

別紙省略

(平成27年 2月13日揭示済)

奈良市告示第81号

平成26年奈良市告示第672号（予防接種の実施）の一部を次のように改正する。

平成27年 2月15日

奈良市長 仲 川 元 庸

次のよう省略

(平成27年 2月15日揭示済)

公 営 企 業

奈良市企業局告示第5号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき次のとおり公示します。

その関係図書は、平成27年 2月16日から 2週間、奈良市企業局下水道部下水道維持課に備え置いて縦覧に供します。

平成27年 2月 2日

奈良市公営企業管理者
池 田 修

- 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
平成27年 2月16日
- 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域
奈良市疋田町一丁目及び若葉台一丁目の各一部
- 供用を開始する排水施設の位置

管 渠 番 号	起 点	終 点
あやめ池南幹線－ 500	奈良市疋田町一丁目 30－10	奈良市若葉台一丁目 35－ 1
あやめ池南幹線－ 501	奈良市若葉台一丁目 35－ 2	奈良市若葉台一丁目 36－12
あやめ池南幹線－ 502	奈良市若葉台一丁目 30－ 2	奈良市疋田町一丁目 47－ 4

- 供用を開始する排水施設の合流式及び分流式の別
分流式
- 終末処理場の位置及び名称
大和郡山市額田部南町160番地 奈良県浄化センター
(平成27年 2月 2日揭示済)

奈良市企業局告示第6号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市企業局契約に関する規程（平成9年奈良市水道局管理規程第4号）において準用する奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成27年 2月 2日

奈良市公営企業管理者

池 田 修

1 入札に付する事項

口径75耗消火栓設置工事、奈良市二名一丁目地内ほか1件（工事種別、工事番号、工事名称、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり）

以下省略

(平成27年 2月 2日揭示済)

教 育 委 員 会

奈良市教育委員会告示第3号

平成27年 2月定例会教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則（昭和57年奈良市教育委員会規則第12号）第3条第2項の規定により告示します。

平成27年 2月 6日

奈良市教育委員会

委員長 杉 江 雅 彦

1 日 時

平成27年 2月10日（火）

午前10時00分から

2 場 所

奈良市役所 北棟 6階 第21会議室

3 会議に付すべき事件

1 教育長報告

(1) 奈良市子ども読書活動推進委員会設置要項の廃止について

(2) 小学校児童指導要録及び中学校生徒指導要録の変更について

2 議 事

議案第67号 奈良市子ども読書活動推進懇話会設置要綱の制定について

議案第68号 奈良市指定文化財の指定について

議案第69号 平成26年度奈良市立幼稚園修了証書授与式並びに奈良市立小・中・高等学校、春日中学校夜間学級卒業証書授与式における奈良市教育委員会祝辞等について

議案第70号 「奈良市立高等学校及び幼稚園における授業料等に関する条例の一部を改正する条例」について

3 その他

(1) 奈良市教育委員会の後援・共催にかかる事業について 1月～2月

(2) 子ども・子育て支援新制度における奈良市立こども園の方針について

傍聴受付は、開催日の午前9時00分から午前9時50分までです。定員は5名で定員になり次第締切させていただきます。

(平成27年 2月 6日揭示済)

選挙管理委員会

奈良市選挙管理委員会告示第4号

奈良市の投票区について（平成9年奈良市選挙管理委員会告示第34号）の一部を次のように改正し、平成27年2月13日から施行します。

平成27年2月13日

奈良市選挙管理委員会

委員長 西久保 武 志

第12投票区の項中「三条松町、三条栄町、大宮町三丁目」を「大宮町三丁目」に改める。

第13投票区の項中「三条本町（1番街区の1号から65号まで、2番街区から7番街区まで）、大宮町一丁目（1番街区）」を「大宮町一丁目」に改める。

第30投票区の項中「、帝塚山三丁目」を削る。

第44投票区の項中「須山町」の次に「、誓多林町」を加える。

第45投票区の項中「誓多林町」を「五条西一丁目（10番街区、12番街区から36番街区まで）、五条西二丁目、赤膚町、六条緑町一丁目、六条緑町二丁目、六条緑町三丁目、六条西一丁目（12番街区、13番街区）、青垣台一丁目、青垣台二丁目、青垣台三丁目」に改める。

第64投票区の項中「五条西一丁目（10番街区、12番街区から36番街区までを除く。）」に改め、「、六条緑町一丁目、六条緑町二丁目、六条緑町三丁目」を削り、「六条西一丁目」を「六条西一丁目（12番街区、13番街区を除く。）」に改め、「、青垣台一丁目、青垣台二丁目、青垣台三丁目」を削る。

第73投票区の項中「中町（3,465番地から3,544番地まで）」の次に「、帝塚山三丁目」を加える。

第75投票区の項中「三条本町（1番街区の1号から65号まで、2番街区から7番街区までを除く。）」を「三条松町、三条栄町、三条本町」に改め、「、大宮町一丁目（1番街区を除く。）」を削る。

（平成27年2月13日揭示済）

農業委員会

奈良市農業委員会告示第3号

奈良市農業委員会平成27年2月農地部会の会議を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会部会会議規則（昭和32年奈良市農業委員会告示第4号）第3条第1項の規定により告示します。

平成27年2月6日

奈良市農業委員会

農地部会長 西 井 隆

1 日 時

平成27年2月13日（金） 午後1時30分

2 場 所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所 北棟6階 第22会議室

3 審議案件

- (1) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条、第4条及び第5条に関する許可申請及び届出について
- (2) 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について（1月専決処理分）

（平成27年2月6日揭示済）